

沖縄および済州島(Jeju)に関する決議

われわれ、あらゆる国から IADL 第 18 回大会および総会の機会に参集した民主的・進歩的な法律家は、沖縄、とりわけ嘉手納および普天間に駐留するあらゆる米軍基地の即時移転を要求し、かつ、普天間飛行場の辺野古その他の沖縄の他の地域へのいかなる移転の即時かつ永久の放棄を要求する。

われわれはまた、韓国の済州島における海軍基地の建設は、東北アジアにおけるさらなる軍備競争を拡大し、この小さな島の内部および周辺における値のつけようもない天然資源を破壊するものであるため、その中止を要求する。

われわれは、近代国際法の基本原則を今一度明確にすることを求める。その基本原則とは、すべての国に対し、国際紛争において武力の行使または武力の行使の威嚇を慎むことを求め、さらに国連安全保障理事会における全地球的な軍備管理計画を作成することを約束するものである。

これらの神聖な法的義務に照らして、いかなる国の領土においても外国軍事基地は、国際法に反するものである。われわれはしたがって、世界の人民に対して、軍事行動に反対する声をあげ、平和への権利に関する国連宣言を作ることに賛成する声をあげるよう呼びかける。

(訳：新倉修)